

高等教育の修学支援新制度
日本学生支援機構 納付・貸与奨学金
在学生向けガイド

2021(令和3)年度用

武蔵野美術大学 学生支援グループ 学生生活チーム

目次

目次	P.2
学生生活チームからのお願い	P.3
高等教育の修学支援新制度について	P.4

【認定要件】

① 家計の経済条件に関する要件について	P.4
② 学業成績基準に係る要件について	P.5
③ 国籍・在留資格に関する要件について	P.6
④ 大学等に進学するまでの期間に関する要件について	P.6

【日本学生支援機構奨学金】

日本学生支援機構について	P.8
給付型奨学金の対象者要件について	P.8
給付奨学金の支給額	P.8
給付奨学金の支援区分について	P.8
Jasso 給付奨学金支給額における注意事項「自宅外通学」	P.9
支給額における注意事項「第一種奨学金との併給利用について」	P.9
給付奨学金を受けられる期間	P.10
Jasso 給付奨学金の申込時期について	P.13
Jasso 家計急変による給付奨学金申込について	P.13
貸与奨学金について	P.15

【授業料等減免制度】

授業料等減免制度について	P.20
入学金の減免について	P.20
入学金・授業料の減免額について	P.20
入学金・授業料の減免方法について	P.21
授業料等の減免(還付)実施後に支援区分が変更した場合	P.21

採用後に関する注意事項	P.22
-------------	-------	------

申し込み手続きについて	P.23
-------------	-------	------

【巻末】

各種手続き用様式集

学生生活チームからのお願い

高等教育の修学支援新制度はもちろん、日本学生支援機構 奨学金制度を利用するにあたっては、申込、あるいは継続を申請するなどの手続きが非常に複雑で、提出書類も多くあります。それらの手続きや提出書類は、大学や日本学生支援機構で定められた期日があり、期日を破つてしまうと停止する、あるいは廃止されてしまいます。皆さんに困ることなく適正に奨学金を受給し、学ぶことができるよう、学生生活チームからお知らせ配信をしたり、場合によっては携帯電話に直接連絡するなどさせていただいている。

つきましては、以下の各項目を行い、遵守いただけますようお願いします。

① LiveCampus の通知について、必ず確認できるデバイス(スマートフォンなど)に転送設定を行ってください。

→武蔵野美術大学では「LiveCampus(ライブキャンパス)」という学内システムを使っています。大学から配信される情報の閲覧やスケジュール管理、教務システム(履修登録、成績の確認など)、進路情報システム(就職関連)、Webメールなどを利用することができます。転送設定の方法など、詳細は入学時に配付された「学生用システム操作ガイド」という冊子をご覧ください。LiveCampus で配信したお知らせ等は、任意のメールアドレスに転送設定することができます。学生生活チームからの LiveCampus 配信を必ず確認できるようにしておいてください。

② 武蔵野美術大学 学生生活チームの電話番号(042-342-6028)を自分の携帯電話に登録してください。

→ケースによってはこちらから電話連絡をさせてもらうことがあります。その際、知らない番号だから出ないなどをされてしまうと、大事なお知らせが伝わらなくなってしまう恐れがあります。武蔵野美術大学 学生生活チームからの電話だとすぐに分かるように、連絡先に登録しておいてください。また、都合が悪くて出られなかつた場合は、必ずかけ直すようにしてください。どうしても連絡が付かない場合は、保証人(父母)に連絡させていただくこともありますのでご承知おきください。

③ 奨学金は学生(自分自身)が借りる・受給するものという認識を持ち、手続きは必ずご自身で行ってください。

→奨学金を利用して勉強をするのは、紛れもなく学生ご本人です。手続きや提出書類の作成、スケジュール管理などは、必ず学生ご自身で行ってください。奨学金制度は家計や成績など、プライバシーに係る内容も扱います。保証人の方から電話での問い合わせを受けることもありますが、原則として本人確認できた学生本人にしか話せない内容もあります。必ず手続きは自分で行うように心がけてください。

④ 書類提出など、手続きの期日を遵守してください。

→言うまでもありませんが、期日に間に合わなかった場合は奨学金が休停止・廃止するなどします。

「通知を見ていなかった」「期日を忘れていた」「課題やアルバイトが忙しく、手続きできなかった」等は理由とはなりませんので、必ず余裕を持って手続きを行ってください。

よろしくお願い致します。

武蔵野美術大学

学生支援グループ 学生生活チーム

9:00～16:30(お昼休み 12:40～13:40 除く)

高等教育の修学支援新制度とは

高等教育の修学支援新制度は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)及び関係政省令等の法令に基づき、国が認定する高等教育機関に在籍する日本人等の学部学生(特別永住者・永住者などを含む)のうち、住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準ずる世帯を対象として、国の統一基準により令和2年度から実施された新たな経済的支援制度です。

高等教育の修学支援新制度の内容としては、同制度の支援対象者の要件を満たし、申請に基づき認定された方に対して、独立行政法人日本学生支援機構(以下「Jasso」)が実施する返還を要しない給付型奨学金(以下「給付奨学金」)の給付と、入学金・授業料の減免の認定により大学が実施する入学金・授業料等の減免(以下「授業料等減免」)の2つの支援が行われます。

高等教育の修学支援新制度の支援の適用を受けるには、Jasso 納付奨学金と授業料等減免の両方の申請を行う必要があります。まずはJasso 納付奨学金に申し込みを行います。Jasso 納付奨学金と授業料等減免の要件は一致するため、Jasso 納付奨学金に採用された方は、ほぼ自動的に「授業料等減免制度認定対象者」としてみなされます。その後、当該学生より授業料等減免認定申請書の提出等、認定申請を行っていただき、Jasso にて決定された支援区分並びに受給期間に応じて、入学金(新1年生等のみ対象)、授業料等減免申請者への減免が大学より実施されます。

給付奨学金は「学部生」が対象です。そのため、高等教育の修学支援新制度については、大学院生は対象となりませんのでご注意ください。

高等教育の修学支援新制度：認定要件について (Jasso・授業料等減免とも)

① 家計の経済条件に関する要件について

【所得】

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者※の合計額が、以下の基準額に該当すること。
※生計維持者=父母(死別・離別している場合はどちらか一方、父母に代わって生計を維持する者がある場合はその者)。

(算式)市町村民税の所得割の課税標準額 × 6% - (調整控除の額 + 税額調整額)※

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

【基準額】

第Ⅰ区分(標準額の支援) : 100円未満

第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) : 100円以上 ~ 25,600円未満

第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) : 25,600円以上 ~ 51,300円未満

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により、同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とします。

【資産】

学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること。

・生計維持者が2人の場合 : 2,000万円未満

・生計維持者が1人の場合 : 1,250万円未満

※対象となる資産の範囲:現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産・負債は対象となりません)

※学生本人(申込者本人)に所得があり、市区町村民税を課税されている場合、学生本人の所得も申告する必要があります。その場合は課税証明書等の提出が必要となります。

所得基準額に相当する目安年収（例）		住民税非課税世帯	準ずる世帯	
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
	（支援額）	3/3（満額）	2/3	1/3
ひとり親 世帯	子一人（本人）	～約210万円	～約300万円	～約370万円
	子二人（本人・高校生）	～約270万円	～約360万円	～約430万円
	子三人（本人・高校生・中学生）	～約270万円	～約360万円	～約430万円
ふたり親世帯 (両親が生計 維持者) ※片働き	子一人（本人）	～約220万円	～約300万円	～約380万円
	子二人（本人・高校生）	～約270万円	～約300万円	～約380万円
	子三人（本人・高校生・中学生）	～約320万円	～約370万円	～約430万円

※本表はあくまで一例です。Jasso の「進学資金シミュレーター」で、個別世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象か、大まかに調べることが可能です。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

② 学業成績基準に係る要件について

支援対象者の要件のうち、「学業成績・学修意欲等に係る要件」については、Jasso 給付奨学金の申請や継続に際しての推薦を行うための基準でもあります。

学業成績等に係る基準は以下のとおりです。

在学採用	
1年生	2~4年生
申請時期：入学年 4月	申請時期：在学中（毎年）4月
以下の①～③のいずれかに該当すること。 ①高等学校等における評定平均値が3.5以上であること。 又は入学者選抜試験の成績が上位1/2の範囲に属すること。 ②高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。 ③将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有することが、学修計画書等により確認できること。	以下の①、②のいずれかに該当すること。 ①GPA（平均成績）が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること。 ②修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。 ※採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」により判定されます。 ※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすこととなります。

ただし、この基準に該当する場合であっても、Jasso 適格認定における学業成績の基準において、「廃止」に該当する場合は、支給対象外となります。

区分	学業成績の基準
廃止	1. 修業年限で卒業または修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数の合計が、標準単位数の5割以下であること。 3. 履修科目的授業への出席数が5割以下であること。その他、学修意欲が著しく低いと認められること。 4. 以下の「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	1. 修得した単位数の合計が、標準単位数の6割以下であること。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 3. 履修科目的授業への出席数が8割以下であること。その他、学修意欲が低い状況にあると認められること。

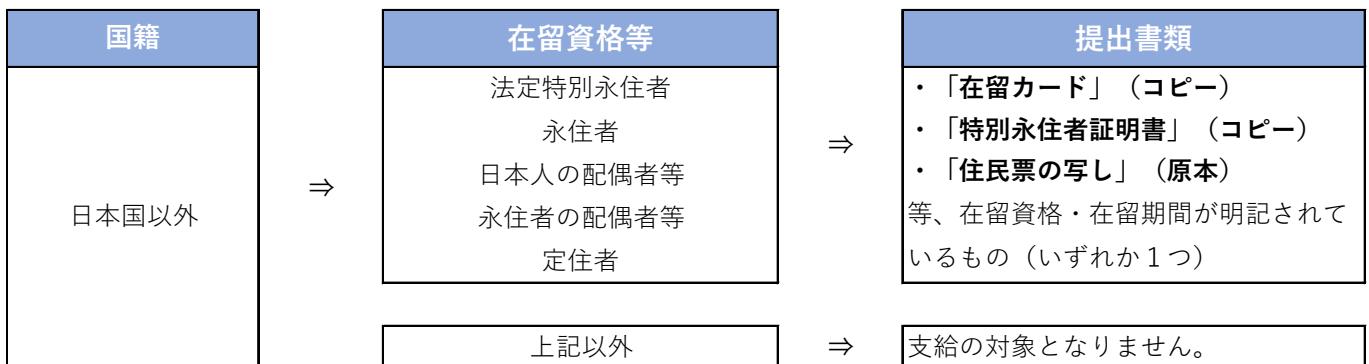
※標準単位数は、1年→2年への進級時：31、2年→3年進級時：62、3年→4年進級時：93、4年→卒業時：124 単位です。

国籍・在留資格に関する要件について

国籍・在留資格に関する要件は以下のとおりです。

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で、永住者、若しくは永住者の配偶者に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めた者(=将来、永住する意思があると認められた者)

なお、高等教育の修学支援新制度は Jasso 給付奨学金の要件と合致します。そのため、Jasso 給付奨学金申込時に、以下の書類提出が必要となりますのでご認識ください。



※在留資格について、上記以外の「家族滞在」等は支給の対象となりません。

※「法定特別永住者」及び「永住者」の人については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

大学等に進学するまでの期間に関する要件について

以下の A～C のいずれかに該当することが対象要件となります。

- A** : 高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が 2年を経過していない人。
- B** : 高等学校卒業程度認定試験(以下「認定試験」)の受験資格を取得した年度(16歳となる年度)の初日から、認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が 5年を経過していない人で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が 2年を経過していない人。
- C** : 以下の a～c のいずれかに該当する人(その他、外国の学校教育の課程を修了した人など)
- a : 学校教育法施行規則第150条に該当する高等学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が 2年を経過していない人。
- ア) 外国において学校教育における12年の課程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定した者
- イ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該過程を修了した者
- ウ) 文部科学大臣の指定した者
- b : 学校教育法施行規則第150条又は183条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が 2年を経過していない人。
- ア) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者。
- イ) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる専修学校において、高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認めた者。

c : 学校教育法施行規則第 150 条又は第 183 条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、入学した日が 20 歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までの者。

ア)大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた人であって、18 歳に達した者。

イ)専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた人であって、18 歳に達した者。

高校等の卒業者の場合

(始) 高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日から、

(終) 確認大学等に入学した日までの期間が 2年を経過していない者 が対象となります。



高卒認定試験合格者の場合

(始) 認定試験受験資格取得年度の初日から、

(終) 認定試験合格の日までの期間が 5年を経過していない者 等

又は

5年を経過した後も、引き続き学修意欲を有する者として機構が認める者であり、

かつ、

②

(始) 当該認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から、

(終) 確認大学等に入学した日までの期間が 2年を経過していない者 が対象となります。



日本学生支援機構（Jasso） 給付型奨学金について

独立行政法人 日本学生支援機構とは

独立行政法人日本学生支援機構は、2004年4月1日に、国の様々な学生支援事業を総合的に実施する中核機関として創設されました。Japan Student Services Organization、略称: Jasso(ジャッソ)とも呼ばれています。Jassoの目的は、独立行政法人日本学生支援機構法において、「我が国の大大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与すること」と規定されています。

給付型奨学金の対象者要件について

Jassoの奨学金は「給付型」と「貸与型」の大きく2つがあります。給付型は返済の必要がなく、貸与型は卒業後に返済する必要があります(途中で辞退しても、在学猶予という手続きをすることで、卒業後の返済とすることが可能です)。前述のとおり、高等教育の修学支援新制度は、「Jasso給付型奨学金」と「授業料等減免事業」の2つの制度が組み合わされた制度です。そのため、本項では主に給付奨学金に関して記載しています。貸与奨学金について詳しく知りたい方は、本資料のP.15～P.19及び『日本学生支援機構 貸与奨学金案内 2021年度在学者用（案内冊子）奨学金を希望する皆さんへ』をご覧ください。また、同様に給付奨学金の機構案内冊子もありますので、併せて確認するようしてください。

対象要件はP.4～P.7のとおりです。読んでいただくとわかるとおり、本制度は学部生が対象で、大学院生は対象外となりますのでご注意ください。

給付奨学金の支給額

給付奨学金としてJassoに採用されてから卒業する(修業年限の終期)まで、世帯の所得金額に基づく区分に応じて、学校の設置者及び通学形態(自宅通学か自宅外通学(一人暮らし)か)によって定まる額が、原則として毎月支給されます。なお、給付奨学金と貸与奨学金は同時に利用することも可能です。ただし、同時利用の場合の貸与額は調整がありますのでご注意ください。

種別	区分	自宅通学	自宅外通学
私立大学	第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円

※通信教育課程では、授業形態(印刷教材、放送、スクーリング、メディア)、国立・私立、自宅・自宅外の別に限らず、第Ⅰ区分:51,000円、第Ⅱ区分:34,000円、第Ⅲ区分:17,000円が年1回支給されます。

※生活保護(受けている扶助の種類は不問)を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

給付奨学金の支援区分について

前述のとおり、支援区分は家計基準により「第Ⅰ区分」「第Ⅱ区分」「第Ⅲ区分」に分けられています。これは、一度決まつたら当該年度ずっとその区分というわけではありません。毎年9月頃にJassoによって、適格認定(家計)という支援区分の見直しが行われます。例えば、4～9月は第Ⅰ区分、10～翌年3月は第Ⅱ区分、といったように、支援区分は変わることをご認識ください。また、この時、家計の状況によって「支援対象外」となる場合もあります。支援対象外となった場合は、給付奨学金は支援対象外の期間中、停止されます(同時に授業料減免も停止します)。ただし、これは廃止になつたわけではなく、その期間停止しているだけの状態です。次の適格認定(家計)において再度支援対象として認められた場合、給付奨学金、授業料減免とも再開されます。そのため、たとえ支援区分対象外となつたとしても、「適格認定」や「継続願」等の手続きは行っていただく必要がありますので、失念しないようにしてください。

Jasso 給付奨学金 支給額における注意事項 - 自宅外通学

- **自宅通学**とは、学生が生計維持者(原則父母)と同居している(又はこれに準ずる)状態のことをいいます。
 - **自宅外通学**とは、学生が生計維持者のもとを離れて(生計維持者の単身赴任等は含みません)、家賃を支払って生活していることをいい、次のいずれかに該当することが必要です。
 - ・実家(生計維持者いずれもの住所)から通学する場合(以下②～④において同じ)、大学までの通学距離が片道 60 キロメートル以上(目安)。
 - ・大学までの通学時間が片道 120 分以上かかる(目安)。
 - ・大学までの通学費が月に 1 万円以上かかる(目安)。
 - ・大学までの通学時間が片道 90 分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が 1 時間当たり 1 本以下である(目安)。
 - ・その他、やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、自宅(実家)からの通学が著しく困難である場合。
- ※自宅外通学を選択する場合、証明書類の提出が必要です。具体的には、「給付奨学金受給期間が含まれた契約期間の、アパート等の賃貸借契約書のコピー」などが必要となります。証明書類が提出されない限りは「自宅通学」の額が振り込まれ、自宅外通学が認定されてから、調整が行われます。

支給額における注意事項 - 第一種奨学金との併給利用について

P.8 「給付奨学金の支給額」に記載のとおり、給付奨学金と貸与奨学金は同時に利用することが可能です。Jasso 貸与奨学金には「第一種奨学金(無利子貸与)」と「第二種奨学金(有利子貸与)」の 2 つがあります。たとえば、給付奨学金と第一種奨学金と第二種奨学金の 3 つを同時に利用することも可能です。

しかし、その際に注意すべきのが、「第一種奨学金の併給調整」と呼ばれるものです。給付奨学金と第一種奨学金を併給する場合、以下の表のとおり、第一種奨学金の貸与を受けられる月額の上限額が制限されます。ですので、希望する月額が貸与されない場合があります。

給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額（併給調整額）

学校種別・給付奨学金の区分		自宅通学	自宅外通学
私立 大学	第Ⅰ区分	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円
	第Ⅲ区分	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円

※生活保護（受けている扶助の種類は不問）を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※第一種奨学金に既に採用されている人が、給付奨学金に採用された場合、給付奨学金受給期間に振り込まれた第一種奨学金（差異分）については Jasso へ返金していただくこととなります。

給付奨学金を受けられる期間

【概要】

過去に給付奨学金(新制度)の支給を受けたことがない者の支給期間は、学校が定める修業年限が上限となります。修業年限とは、各学校が学部・学科または課程・専攻ごとに設ける標準的な教育期間をいいます。武蔵野美術大学の場合は、学部生の卒業に必要な最短期間が4年ですので、修業年限は4年となります。

【修業年限に通算されない期間】

大学等が定める正規の手続きを経て認められた休学期間は通算されません。

逆に、この休学期間以外の期間は、奨学金の支給の有無にかかわらず、全て修業年限に通算されます。

- ・適格認定(家計)において、奨学生と生計維持者の所得の情報を確認した結果、「支援区分外」と判定されたことに伴う奨学金の支給が止まった(支給額0円)場合の支給停止期間も通算されます。
- ・斟酌すべきやむを得ない事情による留年期間も通算されます。

【注意点】

Jasso 給付奨学金の支給期間と、授業料等減免の認定期間は一致します。そのため、Jasso 給付奨学金が停止すると、同じ期間、授業料等減免制度も停止となります。例えば、4~9月は第I区分だったけど、支援区分見直しにより10月~翌年9月までJasso 給付奨学金が支援対象外による停止となった場合は、同じ期間、授業料等減免も支援対象外(授業料減免額=0円)となります。

例-1：武蔵野美術大学 造形学部 4年課程のAさんの場合

2020年4月：Aさん 1年次に入学。給付奨学金を2020年4月始期で受給開始。

2020年10月：1年次適格認定(家計)の結果、2020年10月~2021年9月まで、支援区分対象外となる。

2021年10月：2年次適格認定(家計)の結果、2021年10月~2022年9月まで、支給対象となり再開される。

2022年10月：3年次適格認定(家計)の結果、支給継続となる。

2023年10月：4年次適格認定(家計)の結果、2023年10月~卒業予定期まで支援区分対象外となる。

2024年3月：卒業

●大学4年課程（修業年限48ヶ月）

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月												
2020年度 実質1年次生	給付奨学金受給 (6ヶ月)						支援区分外のため 支給停止 (6ヶ月)					
2021年度 実質2年次生	支援区分外のため 支給停止 (6ヶ月)						給付奨学金受給 (6ヶ月)					
2022年度 実質3年次生	給付奨学金受給 (12ヶ月)											
2023年度 実質4年次生	給付奨学金受給 (6ヶ月)						支援区分外のため 支給停止 (6ヶ月)					

修業年限のカウント
2020/4～2021/3 (12ヶ月)

修業年限のカウント
2021/4～2022/3 (12ヶ月)

修業年限のカウント
2022/4～2023/3 (12ヶ月)

修業年限のカウント
2023/4～2024/3 (12ヶ月)

給付終期・卒業2024/3

△

適格認定（家計）による支援区分見直し

例-2：武蔵野美術大学 造形構想学部 4年課程 Bさんの場合**⇒休学をした人のケース**

※適格認定（家計）による支援区分見直しは各年で支援区分対象として認定されたものとします。

- 2020年4月 : Bさん 1年次に入学。給付奨学金を2020年4月始期で受給開始。
 2021年6月 : 2021年6月～2022年3月までの期間、休学する。
 2022年4月 : 復学し、給付奨学金支給再開。
 2025年2月 : 修業年限48カ月に達したため、2月より支給停止。
 2025年3月 : 卒業

●大学4年課程（修業年限48カ月）

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月																					
2020年度 実質1年次生	給付奨学金受給 (12カ月)																				
2021年度 実質2年次生	給付奨学金受給 (2カ月)	2021年6月～2022年3月末まで休学、支給停止 (10か月、修業年限外)																			
2022年度 実質2年次生	給付奨学金受給 (12カ月)																				
2023年度 実質3年次生	給付奨学金受給 (12カ月)																				
2024年度 実質4年次生	給付奨学金受給 (10か月)										支給不可										
	修業年限のカウント 2020/4～2021/3 (12カ月)																				
	修業年限のカウント 2021/4～2021/5 (2カ月)																				
	修業年限のカウント 2022/4～2023/3 (12カ月)																				
	修業年限のカウント 2023/4～2024/3 (12カ月)																				
	修業年限のカウント 2024/4～2025/1 (10カ月)																				
	卒業2025/3																				
	△ 適格認定（家計）による支援区分見直し																				

※2021年度前期の授業料等減免は、4・5月の2カ月分が減免対象となり、2024年度後期の授業料等減免は、2024年10月～2025年1月までの4カ月分が減免対象となります。

例-3：武蔵野美術大学 造形学部 4年課程 Cさんの場合

⇒斟酌すべきやむを得ない事情により、1年間留年したことがある人のケース

※適格認定（家計）による支援区分見直しは各年で支援区分対象として認定されたものとします。

2020年4月 : Cさん 1年次に入学。給付奨学金を2020年4月始期で受給開始。
 2021年4月 : 斡酌すべきやむを得ない事情により留年が確定。留年期間は支給停止。
 2022年4月 : 進級し、給付奨学金の受給を再開。
 2024年3月 : 修業年限に達したため、3月分をもって受給停止。
 2024年4月 : 修業年限外のため、4月以降支給不可。
 2025年3月 : 卒業

●大学4年課程（修業年限48ヶ月）

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月											
2020年度 実質1年次生	給付奨学金受給 (12ヶ月)										
2021年度 実質1年次生	2021年4月～2022年3月31日 斟酌すべきやむを得ない事情による留年										
2022年度 実質2年次生	給付奨学金受給 (12ヶ月)										
2023年度 実質3年次生	給付奨学金受給 (12ヶ月) 給付終期：2024/3										
2024年度 実質4年次生	支給不可										

▲

修業年限のカウント
2020/4～2021/3 (12ヶ月)

修業年限のカウント
2021/4～2022/3 (12ヶ月)

修業年限のカウント
2022/4～2023/3 (12ヶ月)

修業年限のカウント
2023/4～2024/3 (12ヶ月)

修業年限外

卒業：2025/3

適格認定（家計）による支援区分見直し

※給付奨学金受給期間と授業料等減免認定期間は一致します。そのため、Cさんについては、

2020年度12ヶ月 + 2022年度12ヶ月 + 2023年度12ヶ月の計38ヶ月が授業料等減免認定期間となります。

※本例は「斟酌すべきやむを得ない事情による留年」です。「学業成績不振による留年」は適格認定基準における「修業年限で卒業または修了できないことが確定した場合」となり「廃止」となります。

Jasso 給付奨学金の申込時期について

Jasso の奨学金への申込タイミングは、給付・貸与とも原則として下記の年 2 回です。

- ① 4月の入学式・オリエンテーション期間(定期採用という)
- ② 10月頃に行われる秋採用(臨時採用又は2次採用という)

4月の定期採用で申し込まれた方は、採用可否が学部生は7月頃に判明します。学部生の場合、給付奨学金の適用開始月を2021年4月とした場合は、最速で7月頃に採用通知となりますが、最初の奨学金振込時に、4月分・5月分・6月分・7月分がまとめて振り込まれるかたちです(以降はひと月ごとに振り込まれます)。

10月の秋採用は、近年は毎年募集がありますが、厳密には毎年実施されるわけではありません。Jasso 次第という採用枠ですので、給付奨学金を希望される方は、原則として定期採用で申し込むようにしてください。また、秋採用で採用となった場合、適用開始月は最速で「2021年10月」となります。入学金減免は受けられなくなりますので、新入生で考えられている方はご注意ください。

Jasso 家計急変による給付奨学金申込について

上記のとおり、通常は春(定期採用)及び秋(臨時採用)の年2回募集が行われますが、家計急変の場合は通年で申し込みを受け付けています。ただし、家計急変事由発生日から3ヶ月以内に申し込む必要がありますのでご注意ください。

【家計急変の事由】

下表に記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合、家計急変として申し込むことが可能です。

事由	証明書類
A：生計維持者の方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票（死亡日記載）
B：生計維持者の方（又は両方）が <u>事故又は病気</u> により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 及び ・病気離職中であることの証明書
C：生計維持者の方（又は両方）が <u>失職</u> (非自発的失業に限る)	下記のいずれか ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D：生計維持者が震災・火災・風水害等に被災した場合 であって、次のいずれかに該当。 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の方（又は両方）が 生死不明・行方不明・就労困難など、 世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書 及び ・事情書（所定の様式）

【家計急変の事由に関する注意事項】

- ① 収入減少を伴わない家計支出増加の場合は、家計急変による緊急支援の対象となりません。
- ② 下記の事由については、被災した場合(表 D に該当する場合)を除いて、家計急変による緊急支援の対象とはなりません。
 - ・生計維持者の 離婚 又は 失踪
 - ・定年退職等、非自発的失業に該当しない離職
 - ・雇用保険に加入していない生計維持者(会社経営者等)の離職
- ③ 雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇(休職)について、
 - ア) 当該休暇(休職)の期間 及び、
 - イ) 当該期間中の給与等支給状況について記載した証明書(機構の定める様式又はこれに準ずる書面)の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成又は押印を依頼してください。
- ④ 「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票(又は雇用保険受給資格者証)において、下記の離職理由コード【1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)】に該当する場合を指し、これに該当しないときは、授業料等減免及び給付奨学金の緊急支援の対象とはなりません。

1A(11) : 解雇(3 年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む)

1B(12) : 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇

2A(21) : 雇止めによる解雇(期間の定めのある雇用契約(1 年未満)を 3 年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、雇止めとなつたため離職したとき)

2B(22) : 倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職

2C(23) : 期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者(その者が更新を希望したにも関わらず、更新できなかつた場合)

3A(31) : 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職

3B(32) : 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

3C(33) : 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間 12 カ月以上)

3D(34) : 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間 12 カ月未満)

※コロナウィルス感染症による家計急変も対象となる場合があります。詳細は学生生活チームへご相談いただき、2021 年度の Jasso 冊子「給付奨学金案内 -家計急変-」をご参照ください。

※定期採用者・臨時採用者の適格認定(家計)は年 1 回(9 月)ですが、家計急変採用者は 3 カ月ごとに適格認定(家計)が行われます。その都度、「現況届」や「家計急変後の所得を証明する書類」といった書類の提出が求められますのでご認識ください。また、授業料減免に関する「継続願」も 3 カ月ごとの提出が必要となります。なお、家計急変の事由が発生した月から 15 カ月経過後には 1 年ごととなり、事由が発生した翌々年 10 月以降は、原則としてマイナンバーを利用した支援区分見直しとなるため、家計急変に特化した手続きは不要となります。

日本学生支援機構（Jasso） 貸与型奨学金について

Jasso 貸与型奨学金の種類

Jasso 貸与型奨学金は以下の3種類があります。

奨学金の種類	利息	貸与の方法	
第一種奨学金	利息ナシ	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込
第二種奨学金	利息アリ	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込
入学時特別増額貸与奨学金	利息アリ	一時金	上記の奨学金の初回振込時に増額して1回だけ振込

※第一種と第二種は両方受けが可能で、両方とも受けことを併用貸与といいます。

併用貸与の場合、貸与総額（返還総額）が多額になる場合があります。

まずは、本当に併用しなくてはならないか、その必要があるかをよく考えて申請してください。

申請する際は卒業後に返還となることを想定し、貸与月額を慎重に検討してください。

※入学時特別増額貸与奨学金のみの申請はできません。

第一種か第二種、どちらかに増額して貸与を受ける必要があります。

Jasso 貸与奨学金の申込資格

経済的理由により修学に困難があると認められる人が対象です。ただし、以下の①～④に該当する人は、申込資格を確認する必要があります。申請時に学生生活チームへ相談するようにしてください。

① 留年中の人

→留年(休学等の学籍異動のため、同一学年を引き続き再履修している人は除外されます)に相当する期間等は申し込むことは出来ません。

② 過去に奨学金の貸与を受けたことがある人

ア:奨学生として採用されるまでの間に、次の状態であることが判明し、その状態が速やかに解消しない場合には、不採用又は採用取消となります。

I:過去に貸与を受けた奨学金の返還誓約書が未提出である場合

II:過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である場合

イ:奨学生として採用されるまでの間に、保証機関より代位弁済が行われたことが判明した場合は、申込資格がありません。採用後に判明した場合は採用取消となります。

ウ:過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分で新たに同じ奨学金の種類を希望する場合、貸与期間が短縮されたり、申込不可となる場合があります。

③ 債務整理中の人

債務整理中の人は申し込むことはできません。

④ 外国籍の人

給付奨学金と同様の基準があります。以下の表をご確認ください。

国籍	在留資格等	提出書類
日本国外	法定特別永住者 永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者	・「在留カード」（コピー） ・「特別永住者証明書」（コピー） ・「住民票の写し」（原本） 等、在留資格・在留期間が明記されているもの（いずれか1つ）
上記以外		⇒ 支給の対象となりません。

Jasso 貸与奨学金に係る学力基準について

項目	「第一種奨学金のみ」又は「併用貸与」	
2021年度入学者 <新1年生>	い ず れ か に 該 当	<p>①高等学校又は専修学校高等課程最終2カ年の成績の平均が、各学校区分において以下の基準を満たすこと。</p> <p>大学・短期大学：評定平均 3.5 以上</p> <p>②上記①を満たさない場合であっても、生計維持者の住民税が非課税（市区町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者、又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、以下のア又はイのいずれかに該当する者。</p> <p>ア：特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学修成績を修める見込みがあること。</p> <p>イ：学修に意欲があり、特に優れた学修成績を修める見込みがあること。</p> <p>③高等学校卒業程度認定試験合格者であること。</p>
2020年度以前入学者 <2~4年生>	い ず れ か に 該 当	<p>①本人の属する学部（科）の上位1/3以内であること。</p> <p>②上記①を満たさない場合であっても、生計維持者の住民税が非課税（市区町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者、又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、以下のア又はイのいずれかに該当する者。</p> <p>ア：特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学修成績を修める見込みがあること。</p> <p>イ：学修に意欲があり、特に優れた学修成績を修める見込みがあること。</p>

「第二種奨学金のみ」

以下の①～④のいずれかに該当すること。

- ①出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること。
- ②特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められること。
- ③学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
- ④高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記①～③のいずれかに準ずると認められること。

※収入情報は原則として、マイナンバーにより自治体等から取得されます。

春の定期採用では2019年分（1～12月分）、秋の臨時採用がある場合は2020年分（1～12月分）の収入情報により家計基準の判定が行われます。

Jasso 貸与奨学金に係る年収・所得の上限額の目安について

家計基準は、生計維持者(原則父母)の年収(給与収入の場合)・所得金額(給与以外の収入の場合)等から、特別控除額を差し引いた金額(認定所得金額といいます)が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であることです。

下表は3人世帯・4人世帯の年間の収入・所得の上限の目安です。基準額は変わることがあります。最新の基準額、その他の世帯人数の年収・所得の上限額の目安はJassoのホームページをご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/index.html

学種	世帯人数	通学形態	給与所得者の世帯(年間収入金額)			給与所得以外の世帯(年間の所得金額)		
			第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
私立大学	3人	自宅	735	1063	676	340	655	299
		自宅外	795	1110	743	387	702	346
	4人	自宅	804	1147	753	396	739	353
		自宅外	851	1194	808	443	786	400

Jasso 貸与奨学金ごとの貸与月額について

① 第一種奨学金について

月額の種類	私立大学	
	自宅	自宅外
最高月額	54,000円	64,000円
最高月額		50,000円
以外の月額	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円

※最高月額は、併用貸与の家計基準に該当する

場合のみ利用することができます。

※自宅外通学の人は、自宅通学の月額も選択可能です。

※給付奨学金を併給する方は、上記の表とはなりません。

自分の支援区分を確認し、P.9の表から併給調整額を
ご確認ください。

② 第二種奨学金について

第二種奨学金の貸与月額は**2万円から12万円までの間**で、1万円単位で額を選択することが可能です。
採用後の話ではありますが、第二種奨学金及び入学時特別増額貸与の利率の算定方式は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」のどちらか一方を選択していただきます。いずれの方式も、利率の上限として「年3%」が定められています。最新の利率についてはJassoホームページで確認してください。

③ 入学時特別増額貸与奨学金(一時金)について

入学時の諸費用の負担を補うことを目的として、10万円から50万円までの間で、10万円単位で額を選択することができます。申込は入学時(編入学者は編入学時)の1回に限ります。同時に申し込む第一種奨学金・第二種奨学金の貸与始期を入学年月とする必要がありますのでご注意ください。

公庫の融資の申込み	入学時特別増額貸与奨学金の利用
下記、1~5の要件を全て満たしたが、公庫の審査の結果、融資を断られた場合	○(利用可能です)
下記、1~5の要件を全て満たしたが、公庫の審査の結果、融資を受けられた場合	×(利用不可です)
下記、1~5の要件を全て満たさないために、公庫の審査の結果、融資を断られた場合	×(利用不可です)

公庫が定める「国の教育ローン」の要件

1. 借入申込世帯の年間収入(所得)金額が公庫の示す金額以内であること。
2. 借入申込金額が350万円を超えていないこと。
3. 用途が教育資金であること。
4. 保護者等による申込であること。
5. 過去に公庫の「国の教育ローン」を利用していないこと。

Jasso 貸与奨学金 保証制度について

Jasso 貸与奨学金を受けるには、「人的保証制度」または「機関保証制度」のいずれかを選択します。申込時に選択する必要がありますが、採用後は原則として変更することができません。やむを得ない事情に限り、「人的保証」から「機関保証」へ変更できる場合があります。ただし、採用時に遡って保証料の一括納入が必要ですので、ご注意ください。

なお、「機関保証」から「人的保証」に変更することはできません。

① 人的保証制度

「連帯保証人(原則父母)」ならびに「保証人(父母を除く、四親等以内の成年親族[おじ・おば・兄姉・いとこ等]で65歳未満の者)」を選任して、奨学生本人が将来、仮に奨学金の返還ができなくなった場合に、連帯して責任を負う制度です。予め、連帯保証人、保証人の承諾を得てください。採用決定後すぐに、連帯保証人の署名捺印、印鑑証明書、収入に関する証明書、保証人の署名捺印、印鑑証明書が必要となります。四親等以内の親族でない者を選任した場合には、さらに他の証明書類の提出が必要となります。

② 機関保証制度

連帯保証人や保証人は必要とせず、月々の「保証料」を支払うことで保証機関に保証をしてもらう制度です。家族や親族に保証してもらうことなく奨学金を借りることができます、「保証料」は月々の奨学金から差し引かれ、毎月の奨学金額が減ることになります(返済額に変わりはありません)。また、仮に将来奨学生本人が奨学金の返還が出来なくなった場合には、保証機関が奨学生の代わりにJassoへ返還を行いますが、その後に、保証機関から奨学生本人に対し、一括で請求が行われることとなります。

Jasso 貸与奨学金の申込時期について

Jasso の奨学金への申込タイミングは、給付・貸与とも原則として下記の年 2 回です。

- ① 4月の入学式・オリエンテーション期間(定期採用という)
- ② 10月頃に行われる秋採用(臨時採用又は2次採用という)

4月の定期採用で申し込まれた方は、採用可否が院は6月、学部生は7月頃に判明します。学部生の場合、貸与奨学金の適用開始月を2021年4月とした場合は、最速で7月頃に採用通知となります。最初の奨学金振込時に、4月分・5月分・6月分・7月分がまとめて振り込まれるかたちです(以降はひと月ごとに振り込まれます)。

10月の秋採用は、近年は毎年募集がありますが、厳密には毎年実施されるわけではありません。Jasso 次第という採用枠です。

Jasso 給付・貸与共通 スカラネット入力に関する注意事項

奨学金申込時に「スカラネット」というインターネットページから申込入力ををしていただきます。大学から指定された期日内に、「スカラネット入力下書き用紙」の内容を誤りがないように入力してください。入力が完了し、送信した内容は原則として変更できません。

★スカラネットの動作確認済み環境について

スカラネットの動作環境は、以下が前提となっています。

- ・OS : Windows 系、iOS 系、Android 系
 - ・ブラウザ : Internet Explorer、Microsoft Edge、iOS 版 Mobile Safari、Android 版 Google Chrome
- その他詳細は <https://www.sas.jasso.go.jp/> のトップから確認してください。

★スカラネット入力に関する注意事項

- (1) 申込画面は8つの画面で構成され、1画面あたり30分の制限時間があります。
- (2) 識別番号(ユーザID・パスワード)は提出書類(スカラネット入力下書き用紙のコピーなど)と引き換えに、大学からお渡します。
- (3) 「マイナンバー提出書」に記載された申込IDとパスワードの入力も必要になります。必ず学生生活チームから受け取ってください。

★文字入力について

- (1) 旧字体や複雑な文字については、以下の扱いとなる場合があります。
 - ・「吉」など、一部の文字はシステム上受け付けできません。該当する文字の新字体で入力してください。
 - ・該当する文字の新字体がない場合は、ひらがなで入力してください。

(2) 外国人氏名の入力は、以下の扱いとなります。

- ・ファーストネームとミドルネームはまとめて入力してください。
 - ・氏名が全てカタカナの場合は、漢字氏名欄・カナ氏名欄とも、全てカタカナで入力してください。
 - アルファベットは使用できません。
 - ・「漢字氏名」欄は姓・名それぞれ5文字まで、「カナ氏名」欄は姓・名それぞれ15文字まで入力可能です。
- 制限文字数を超える場合は、入力可能な文字数まで入力してください。名前が途中で途切れても構いません。
- 漢字氏名欄は途中で入力を止めて、カナ氏名欄でフルネームを入力してください。

※全角漢字氏名欄に6文字以上入力すると、エラーになってしまい先に進めません。

カナ氏名欄は15文字入力できるので、フルネームを入力してください。

【例】『武藏 トマス 太郎』さんの場合

- ・漢字氏名欄 (姓) 武藏 (名) トマス太 (5文字を超える「郎」は入力しない)
- ・カナ氏名欄 (姓) ムサシ (名) トマスタロウ

その他、Jasso 案内冊子「奨学金を希望する皆さんへ」に詳細記載されていますので、必ずお目通しください。

授業料等減免制度について

高等教育の修学支援新制度は、「日本学生支援機構(Jasso) 納付型奨学金」と「授業料等減免制度」の二つの制度によって構成されています。このうち、授業料等減免制度は、Jasso 納付奨学金に申し込み、採用されると「授業料等減免認定対象者」として見なされます。その後、授業料等減免制度に各自で大学へ申し込みを行い、「授業料等減免認定者」として認定される流れです。授業料等減免制度は、Jasso 納付奨学金の支援区分及び適用期間と連動します。ですので、原則として「Jasso 納付奨学金に申し込みます、授業料等減免制度のみを申請する」ということはできません。

入学金の減免について

入学金の減免は、原則として当該年度 4 月に入学した新入生と編入学で入学された新入生について対象となります(既に編入前の大学で減免を受けている場合は対象となりません)。

また、入学金減免の対象となるのは、「Jasso 納付奨学金の適用開始年月」と「入学年月」が一致することが条件となります。武蔵野美術大学は 4 月入学ですので、2021 年度の新入生の入学年月は「2021 年 4 月」となります。Jasso 納付奨学金、春の定期採用に申し込みをする際に、「何月分からの受給を希望するか」という設問がありますので、特段の理由がなければ、「2021 年 4 月」と入力するようにしてください。

入学金・授業料の減免額について

授業料等減免額は、Jasso 納付奨学金にて確認された「支援区分」に応じて減免額が算出されます。具体的な減免額については下表のとおりです。

武蔵野美術大学の学部生（昼間） 授業料等減免額

	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
入学金 (新入生のみ)	260,000円	173,400円	86,700円
前期授業料減免額	350,000円	233,400円	116,700円
後期授業料減免額	350,000円	233,300円	116,700円

※例：新1年生で、前期第Ⅰ区分、後期第Ⅲ区分だった場合は、

260,000円（入学金減免額） + 350,000円（前期授業料減免額）

+ 116,700円（後期授業料減免額）の、計726,700円が年間の減免額となります。

※家計急変によって採用された方などは、3ヵ月ごとに支援区分見直しが行われます。

そのため、たとえば4~6月は第Ⅰ区分、7~9月分は第Ⅱ区分、

10月以降は支援対象外といったこともあります。

そういう場合は各月ごとの月割りで減免額を算出します。

入学会・授業料の減免方法について

武蔵野美術大学では「還付」によって減免を実施しています。また、前期・後期に別れていますので、前期は「入学会（対象者のみ）＋前期授業料の減免」、後期は「後期授業料の減免」で2回実施されるかたちです。Jasso予約採用者・在学採用者とともに、一度満額をお振込みいただき、その後に指定された口座へ「還付（返金）」する方式です。予約採用された新1年生の場合、「進学届」という手続きを行う必要があります。「自分が何という大学に進学が決まったか」をJassoと大学に届出る手続きです。これを行わない限りは授業料等減免が実施されません。

授業料等の減免（還付）実施後に支援区分が変更した場合

家計急変採用、学籍異動など、ケースによっては還付実施後に支援区分の変更が起こる可能性があります。たとえば、家計急変採用で4～9月（前期）は第I区分として採用されたAさんの場合です。3カ月に一度の適格認定によって7～9月の支援区分が第II区分となつたとします。前期還付を5月に第I区分として実施していた場合、7～9月分は第II区分で計算し直さなくてはなりませんので、減免額に誤差が生じます。

また、同じく定期採用で4～9月（前期）は第I区分で採用されたけど、7月から休学することとなつたBさんがいたとします。P.11をご覧いただくと分かるとおり、休学期間は修業年限には通算されませんが、その間の支援は停止します。つまり、前期4・5・6月は支援適用期間となります、7・8・9月の3カ月は支援適用期間外となります。後期についてですが、本学の休学期間は「何月から休学しても、終わりは3月末（当該年度休学）」となっています。そのため、後期の支援は停止のままとなります。

Aさんの例

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第I区分で 家計急変採用			適格認定（家計の結果） 第II区分			後期は適格認定（家計）の 結果による			後期は適格認定（家計）の 結果による		
			△ 適格認定（家計）			△ 適格認定（家計）			△ 適格認定（家計）		

【(350,000円（第I区分満額）/6) × 3 = 175,000円】 + 【233,400（第II区分減免額）/6) × 3 = 116,700円】 = 291,700円が前期減免額。

Bさんの例

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
給付奨学金・授業料等減免対象 第I区分（3カ月）		休学により支援停止 (3カ月)			ムサビの休学は年度単位（何月から休学しても、 終わりは3月）のため、後期も支援停止						

(350,000円（第I区分満額）/6) × 3 = 175,000円が授業料減免額となる。

Aさんの場合、9月と12月の適格認定（家計）で支援区分がそれぞれ決まり、それに応じた減免額を同様に月割りで算出します。支援区分対象外となった場合は0円となり、授業料等減免も同じ期間、0円となります。

Bさんの場合、175,000円が前期減免額となり、後期は0円となります。第I区分で還付が実施された場合、満額が350,000円となりますので、175,000円の誤差が出ます。この誤差175,000円は大学へ返還していただくこととなりますのでご注意ください。

採用後について

高等教育の修学支援新制度(Jasso 給付奨学金、授業料等減免)は、P.3「学生生活チームからのお願い」に記載しているとおり、採用後も様々な手続きが必要となります。そのことを認識した上で申し込むようしてください。主な注意点のみ、下記に記載します。

- ① Jasso 給付奨学金について、「自宅外通学」を選択して採用された方は、採用後に「自宅外通学であることの証明書類の提出」が必要となります。本冊子 P.9 や機構の案内冊子をよく読んでおいてください。
- ② Jasso 給付奨学金は「誓約書」、貸与奨学金は「返還誓約書」の提出が必須です。詳細は採用後に説明します。
- ③ Jasso 給付奨学金に採用された方は、ほぼ同時に「授業料等減免認定対象者」となります。対象者となった方たちは、「授業料等減免認定申請書」「学修計画書」「授業料等減免事業 還付振込口座届出用紙」「武蔵野美術大学 授業料等減免事業 通帳コピー添付用紙」の提出が必須です。
- ④ Jasso 奨学金に採用されてからは、「在籍報告」や「継続願」などのインターネットからの届出が必要となります。その際には自分の奨学生番号が必要となることがあります。奨学生番号は自分のスマートフォンにメモ登録しておくなど、忘れないようにしてください。
- ⑤ 授業料等減免事業については、年 2 回、書面による「継続願」の提出が必須となります。
- ⑥ 高等教育の修学支援新制度は、9 月に適格認定(家計)が行われ、10 月からの支援区分が変わる可能性があります。支給額に変更があったり、支援が停止することがありますのでご承知おきください。
- ⑦ Jasso 給付奨学金は適格認定(学業成績等)の結果により、支給が打ち切られることがあります。以下のいずれかに該当し、そのことについて災害・傷病・その他やむを得ない事情があると認められない場合、奨学金の支給が打ち切られます。給付奨学金が廃止された場合、授業料等減免も受けられなくなりますのでご注意ください。
また、懲戒による退学処分などの場合には、給付奨学金も返還が必要となる場合があります。
 - (1) 退学・停学(無期又は 3 カ月以上)の処分を受けた場合
 - (2) 修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合
 - (3) 修得単位数が標準の 5 割以下の場合
 - (4) 出席率が 5 割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合

適格認定(学業成績等)において、以下のいずれかの場合には「警告」という通知が行われます。「警告」を連續で受けた場合、支給が打ち切られます。

- (1) 修得単位数が標準の 6 割以下の場合
- (2) GPA(平均成績)等が、下位 4 分の 1 の場合(次のア・イに該当する場合を除く)

ア: 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合
イ: 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合
- (3) 出席率が 8 割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

その他の必要な手続きについては、学生生活チームから適宜ご連絡します。改めて、通知を見落とさないこと、電話に出ること、手続きの期日を守ることを心がけるようにお願いします。

申し込み手続きについて

高等教育の修学支援新制度に申し込むには、まずは「Jasso 給付奨学生」に申し込み、採用される必要があります。給付奨学生に採用された方は、ほぼ同時に「授業料等減免認定対象者」として見なされます。各手続きを終え、採用され、給付奨学生証(書面)と授業料減免認定通知書(書面)を受け取られた方が、高等教育の修学支援対象者となります。

入学式 オリエンテーション 週間	新入生は学生証を受け取り、LiveCampusの設定を行う。
	学生生活チームにて、自分の希望する奨学生(学部貸与・給付、院貸与)の案内冊子、書類を受け取る。
	各自で大学から受け取った書類、機構案内冊子を熟読する。
	大学のホームページから奨学生ガイダンス動画を視聴する。
	ガイダンス動画、案内書類、機構案内冊子等を確認しつつ、各自の申込必要書類(下表参考)を揃える。
	機構案内冊子に挟まれている「スカラネット下書き用紙」を間違いのないように記入(鉛筆可)し、コピーを取る。
	学生生活チーム窓口に、学生証を持って来課し、申込書類を提出する。
	→ <u>貸与奨学生のみ希望する学生(院生含む)</u> は、「[貸与奨学生]確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書(提出用)」、「スカラネット下書き用紙のコピー(原本は学生本人が持つておく)」「特殊事情に関する証明書類(該当者のみ)」を、 4月30日(金)16:30までに学生生活チームへ提出。
	→ <u>給付奨学生(貸与と併用の方も含む)を希望する学生</u> は、「給付奨学生確認書(提出用)」と「[貸与奨学生]確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書(提出用)(貸与併用希望の方のみ)」、「スカラネット下書き用紙のコピー(原本は学生本人が持つておく)」を揃えて、 4月30日(金)16:30までに学生生活チームへ提出。
	※貸与との併用を希望する人は、「[貸与奨学生]確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書(提出用)」も提出。

スカラネット下書き用紙については、給付と貸与併用希望の場合、給付用の下書き用紙のみで大丈夫です。

必要書類	給付奨学生	貸与奨学生	備考
確認書(兼同意書)	●	●	全員提出(それぞれ必要)
マイナンバー提出書類		●	全員※
スカラネット下書き用紙		●	全員※
在留資格及び在留期間が明記されている証明書		●	該当者のみ※
施設等在籍証明書等		●	該当者のみ※
収入に関する証明書類	—	●	該当者のみ
特別控除証明書類	—	●	該当者のみ
授業料等減免に関する提出書類	●	—	給付を希望する人 (貸与のみの方は不要)

※給付と貸与の併用の人は1部で可。その場合、スカラネット下書き用紙は給付用のものを使用してください。

※授業料等減免に係る手続きについては、給付奨学生採用者の方に採用書類を配付する際に資料を同封します。

※授業料等減免に係る手続き書類は本冊子巻末に付いていますので、適宜ご利用ください。

4 5 月	必要書類の提出と引き換えに、学生生活チームから「スカラネット入力用 大学のIDとパスワード資料」を受け取る。
	「 <u>マイナンバー提出書類に記載のID・パスワード</u> 」と「 <u>大学のID・パスワード</u> 」を使ってスカラネットにログインし、
	スカラネット入力下書き用紙の原本を見つつ、間違いのないように 5月7日(金)までにスカラネットに入力する (インターネット)。
	学部生は、 <u>スカラネット入力から1週間以内に、マイナンバー提出書類を「日本学生支援機構」へ郵送する</u> 。
	※マイナンバー提出書類は大学への提出ではなく、日本学生支援機構への郵送ですのでご注意ください。

大学院生は採用後に郵送するので、この時点でマイナンバー提出書類を郵送する必要はありません。

※マイナンバーから情報取得ができない人は、生計維持者の収入に係る書類提出が必要となります。

スカラネット下書き用紙の記入、入力時の注意事項

スカラネット下書き用紙の作成、スカラネット入力に際しての注意事項です。スカラネット入力下書き用紙は、コピーを学生生活チームに提出してもらいます。皆さんがインターネットからスカラネットに入力した内容を、このコピーを見ながら大学はチェックします。下書き用紙は間違いのないように記入してください。本資料の P.19 にも入力する際の注意事項を載せていますので、お目通しください。

1. 貸与開始月(あなたは何月分から貸与を希望しますか)について(貸与希望者のみ)
→特段の理由がない場合は、「2021年4月」を選択してください。理由があつて別の日付とする場合は、必ず学生生活チームへご相談ください。
2. あなたの在学情報、「専攻科・別科」について
→「あなたは専攻科又は別科に在学していますか」という設問では、必ず「いいえ」を選択してください。
3. 年間授業料の入力について
→学科問わず、119万円で記入・入力してください。
4. 大学の郵便番号について
→ホームページや学生手帳では、代表宛先として「〒187-8505」となっていますが、スカラネット入力する際の自動識別ではこの郵便番号だと反応しません。小平市小川町の郵便番号「187-0032」を入力してください。
5. スカラネット入力下書き用紙の最後は、「通帳(口座名義人・口座情報が記載されている部分)のコピー」を貼り付けるページとなっています。しかしながら、このページには貼り付けずに、通帳のコピー単体として A4×1 枚で提出してください。

マイナンバー提出書類に関する注意事項

1. マイナンバー提出書類には「ID・パスワード」が振られています。この ID・パスワードは、スカラネット入力時に必要となります。

マイナンバー提出書 【2021年度在学採用】

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、日本学生支援機構(以下、「機構」という)の奨学金の貸与奨学金、給付奨学金等の提出書類等を提出します。また、私及び生計維持者は、機関が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法規等に定められた範囲で、各自のマイナンバーを利用すること及び地方税情報を利用することに同意します。

スカラネット(インターネット)奨学金申込用 【申込ID・パスワードは1人ずつ違います】

申込ID	パスワード	(機関受付用)
------	-------	---------

・黒のペン又はボールペンで正確に記入してください。
・氏名(署名)は、提出必要書類に記載の氏名を各自が記入してください。

申込者	フリガナ	記入日(西暦)
	氏名(署名)	10 年 月 日
	マイナンバー (個人番号)	

SAMPLE

2. マイナンバー提出書類を記入する際は、必ず同封の『【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法』を見ながら確認しつつ記入してください。

(2021年度在学採用申込者用)

独立行政法人 日本学生支援機構



【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法

マイナンバー

- ◆ 奨学金を申し込む方は、申込者本人と生計維持者のマイナンバーを提出してください。
- ◆ 過去にマイナンバーを提出したことがある方も、改めて提出する必要があります。

1. 奨学金申込みの準備

「奨学金を希望する皆さんへ（奨学金案内）」の申込手順に従い、必要書類の学校への提出や「スカラネット入力下書き用紙」の記入等、スカラネットを通じて奨学金を申し込む準備を行ってください。

2. 提出必要書類（確認書類）の用意

- 申込者本人（学生・生徒）の「番号確認書類」と「身元確認書類」を用意
- 生計維持者の「番号確認書類」を用意

3. スカラネット（インターネット）から奨学金を申込み

「マイナンバー提出書」の申込IDとパスワードを使って、奨学金の申込みをしてください。（学校から交付される識別番号（ユーザID・パスワード）の入力も必要です。）

- ✓ 「マイナンバー提出書」の申込IDとパスワードは、1枚ごとに異なります。
必ず、申込時に入力した申込IDが印刷されている「マイナンバー提出書」を使って、マイナンバーを提出するようにしてください。

4. 「マイナンバー提出書」を作成し、郵送

マイナンバーの提出期限

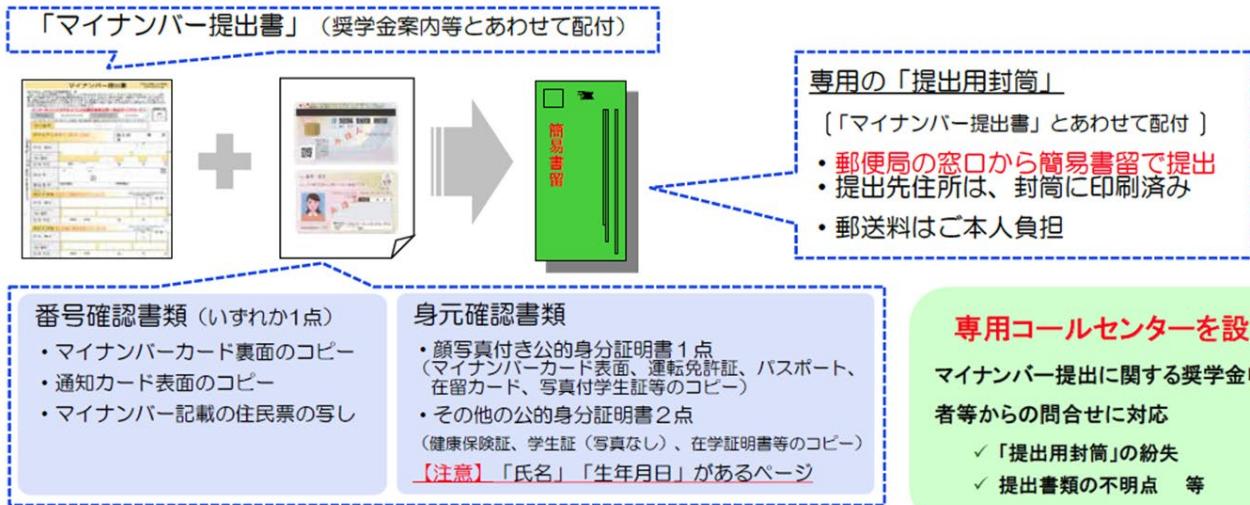
スカラネットから奨学金を申し込んだ後
《1週間以内》

提出用の封筒（緑色）に、「マイナンバー提出書」「番号確認書類」「身元確認書類」を入れ、郵便局の窓口から簡易書留で郵送してください。

- ✓ マイナンバー関係書類は、学校に提出しないでください。
マイナンバー関係以外の奨学金申込みに必要な書類は、学校に提出してください。
- ✓ ポストへの投函はできません。郵便局の窓口で手続きをお願いします。
- ✓ 郵送料はご本人負担でお願いします。
- ✓ 提出書類に不足がある場合は、再提出が必要になりますので、奨学生の選考が遅れます。

3. マイナンバー提出書類の機構郵送提出期限は、スカラネットに入力が完了してから**1週間以内**です。無論、未提出の場合は採用されることはありません。

提出方法



提出期限

スカラネットでの申込(入力)後、一週間以内

【各種手続き用様式集】

- ① 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
(授業料等減免)
- ② 申請書の作成にあたっての注意事項(提出書類ではありません)
- ③ 編入学・転学の履歴(授業料等減免)
- ④ 武蔵野美術大学 修学支援の措置に係る学修計画書(授業料等減免、表・裏の 2 ページ)
- ⑤ 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書
(授業料等減免、**当年度後期継続申請用**)
- ⑥ 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書
(授業料等減免、**次度前期継続申請用**)
- ⑦ 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書
(授業料等減免、**家計急変者用**)
- ⑧ 通学形態変更届兼自宅外証明書送付状 (Jasso 納付奨学金)
- ⑨ 家計急変現況届 (Jasso 納付奨学金、表・裏の 2 ページ)
- ⑩ 自営業等の所得金額計算書 (Jasso 納付奨学金)
- ⑪ 授業料等減免事業 還付振込口座届出用紙 (授業料等減免)
- ⑫ 武蔵野美術大学 授業料等減免事業 通帳コピー添付用紙 (授業料等減免)
- ⑬ 授業料等減免事業 還付振込口座届出用紙 **口座変更届出用** (授業料等減免)
- ⑭ 武蔵野美術大学 授業料等減免事業 通帳コピー添付用紙 **口座変更届出用** (授業料等減免)

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

年 月 日

武蔵野美術大学 学長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、貴学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が貴学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ				入学年月	年 月 入学	
	氏名	印					
	生年月日	(西暦)	年	月	日生	(歳)	
	現住所	〒	都道府県	市区町村			
	所属学部・学科等				学籍番号		
	学年		通学・通信の別	<input type="checkbox"/> 通学		<input type="checkbox"/> 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(＊)	(学校名)			(期間/月数)		
					年 月～	年 月／ 月	
過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。					ある	・	ない
日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報							
(いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。)							
※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること							
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】							
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】							

◆記入の際は、必ず黒のボールペンを使用してください（消せるインクのボールペン、鉛筆不可）

申請書の作成あたっての注意事項

イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。

給付奨学金の申込みを行わず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、(別紙1)の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙3の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）必要な方は、学生生活チームまで申し出るようしてください。

なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。

ロ

「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。

ハ

過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。

二

入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。

ホ

申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

年 月 日

武蔵野美術大学 修学支援の措置に係る学修計画書

■ 申請者情報

学籍番号	申請者 氏名	フリガナ
学部	学科・専攻	年

1. 学修の目的(将来の展望を含む) ◆黒のボールペン使用(消せるインクのボールペン、鉛筆不可)

現在在籍中の課程での学修の目的はどのようなものですか。

次の(1)から(3)を参考に一つその内容を記述してください(200~400文字程度／横書き)。

- 人の(1)から(3)を参考にしつつ、その内容を記述してください。(200~400文字程度) 横書き。

 - (1)将来に就きたい職業(業種)があり、その職業(業種)に就くための知識の修得や資格を修得するため。
 - (2)興味のある学問分野や実践的領域があり、それらに関する知識を習得し、理解を深めるため。
 - (3)将来、社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けるため。

2. 学修の計画 ◆墨のボールペン使用(消せるインクのボールペン、鉛筆不可)

前述の学修の目的の実現のために、今までに何をどのように学び、また今後、何をどのように学びたいと考えているかを記述してください(200~400文字程度／横書き)。

3. あなたは卒業まで学びを継続し、全うする意志を持っていますか。

次の項目の中から該当するものに✓を記入してください。

◆黒のボールペン使用(消せるインクのボールペン、鉛筆不可)

- 卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある。
 - 卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志はない。

上記の①で「進学後、卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある」を選択した場合、どのような姿勢で学びに取り組もうとしているかを記述してください。(200~400文字程度／横書き)。

A blank 20x20 grid for drawing, consisting of 400 small squares. The grid is defined by a black border and internal black lines forming a 19x19 grid of squares.

注)記述しきれない場合には、別紙に記述の上、添付してください。

以下、大学記入欄

総合判定結果

1, 2, 3を総合的に考慮して、在学中の学修意欲等が認められるかを判定した結果、

- 在学中の学修意欲等があると認められる。
 - 在学中の学修意欲等があると認められない。

【備 考】

.....
.....
.....

年 月 日	年 月 日
チェック1	チェック2

大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書
(当年度後期継続申請用)

年 月 日

武蔵野美術大学 学長 殿

私は貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、貴学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が貴学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学	
	氏名	印				
	生年月日	(西暦)	年 月	日生	(歳)	
	現住所	〒	都道府県	市区町村		
	所属学部・学科等				学籍番号	
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む） <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信		
	日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報					
給付奨学金の奨学生番号						

- ※ 日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、必ず大学に申告してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書
(次年度前期継続申請用)

年 月 日

武蔵野美術大学 学長 殿

私は貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、貴学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が貴学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学	
	氏名	印				
	生年月日	(西暦)	年 月	日生	(歳)	
	現住所	〒	都道府県	市区町村		
	所属学部・学科等				学籍番号	
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む） <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信		
	日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報					
給付奨学金の奨学生番号						

- ※ 日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、必ず大学に申告してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書 (家計急変者用)

年 月 日

武蔵野美術大学 学長 殿

私は貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがありますを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、貴学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が貴学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏名	印			
	生年月日	(西暦) 年 月 日	生	(歳)	
	現住所	〒	都道府県	市区町村	
	所属学部・学科等			学籍番号	
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む）	<input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信
	日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報				
給付奨学金の奨学生番号					

- ※ 日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、必ず大学に申告してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

通学形態変更届兼自宅外証明書送付状

奨学生→学校→自宅外センター

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、下記のとおり通学形態変更を願い出ます。
なお、確認書で確認し、同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、
確認書並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。

奨学生番号(注1)								採用候補者決定通知登録番号(注1)										提出日	西暦 年 月 日				進学届入力日(必須)
5	2	0	0	0	0	0	0	又は	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	月 日	
6	0	0	0	0	0	0	0	(注2)	学籍番号						生年月日	西暦 年 月 日							
<input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 学部 <input type="checkbox"/> 学科(科) 年次 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 課程 <input type="checkbox"/> 研究科 <input type="checkbox"/> 学校																フリガナ							
																氏名(自署)							

(注1) 奨学生番号が付番されている場合は、奨学生番号を記入してください。今年度の予約採用者で、奨学生番号付番前の奨学生は採用候補者決定通知登録番号及び進学届入力日を記入してください。採用候補者決定通知登録番号を使用する場合、進学届入力日が未記入であれば返送となります。必ず進学届を入力後、入力日を記入してから提出してください。

(注2) 第一種奨学金の貸与を受けている場合は記入してください。(貸与月額が0円の場合を含む。)

※通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の増額に伴い、第一種奨学金の「変更後の借用金額(予定・総額)」が返還誓約書に印字の借用金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要になります。(学校を通じてお渡します。)

■ 通学形態変更 自宅通学から自宅外通学

- ・通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学金貸与月額を変更します。
- ・第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づき増額又は減額(複数あるときは機構の定める額)にします。
- 選択可能な月額に変更したい場合は、第一種奨学金貸与月額変更願(届)(貸与様式2-1又は貸与様式2-2)で願い出てください。

自宅外通学要件及び提出書類の確認	裏面「自宅外通学要件確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認 (該当する「対象区分」に□を記入し、証明書類を添付) ⇒ <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G									
自宅外への入居日	西暦 年 月 日	入居	<input type="checkbox"/> 入居日(または採用決定月)から提出日まで3か月未満→入居日の属する月が変更始期 <input type="checkbox"/> 入居日(または採用決定月)から提出日まで3か月以上→提出日の属する月が変更始期							
契約期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日									
家賃・寮費発生年月日(いずれかに□)	<input type="checkbox"/> 契約期間開始日から発生(フリーレントなし) <input type="checkbox"/> フリーレントあり 西暦 年 月 日から発生 ※フリーレントがある場合は、必ず記入。									
自宅外住所										

生計維持者①(現住所)	生計維持者①(続柄:) 氏名:	〒
生計維持者②(現住所)	生計維持者②(続柄:) 氏名:	〒
主に通学しているキャンパスの住所	〒	
自宅外要件	下記①~④に当てはまるかどうか□を記入してください。 ①~④に当てはまらず特別な理由がある場合は、⑤その他の詳細欄に記入をしてください。	
⑤その他やむを得ない特別な事情を選択する場合	①実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安) ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安) ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安) ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下(目安)	
1. ①~④に当てはまらない場合は必須です。学業に関連がない場合は、認められません。 2. 入寮義務がある場合は、⑤の詳細に「入寮義務有」と記入してください。	⑤その他やむを得ない特別な事情 詳細:	

●学校記入欄(□を記入)	
返還誓約書提出 (第一種奨学金)	<input type="checkbox"/> 提出済 (提出予定)

・自宅外通学の証明書類の添付が必要です。

裏面「自宅外通学要件確認チャート」のいずれかの「対象区分」に該当することを確認し、該当する「提出書類」を本様式にホチキス留めして提出してください。
※提出された書類は返却しません。

●学校確認欄 (□を記入)	以下の「対象区分」に該当し、必要書類が添付されていることを確認済							
該当する区分に□ ⇒	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> E	<input type="checkbox"/> F	<input type="checkbox"/> G	<input type="checkbox"/>

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学校名

関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

学校番号	区分
.....

電話番号(担当者名)
— ()

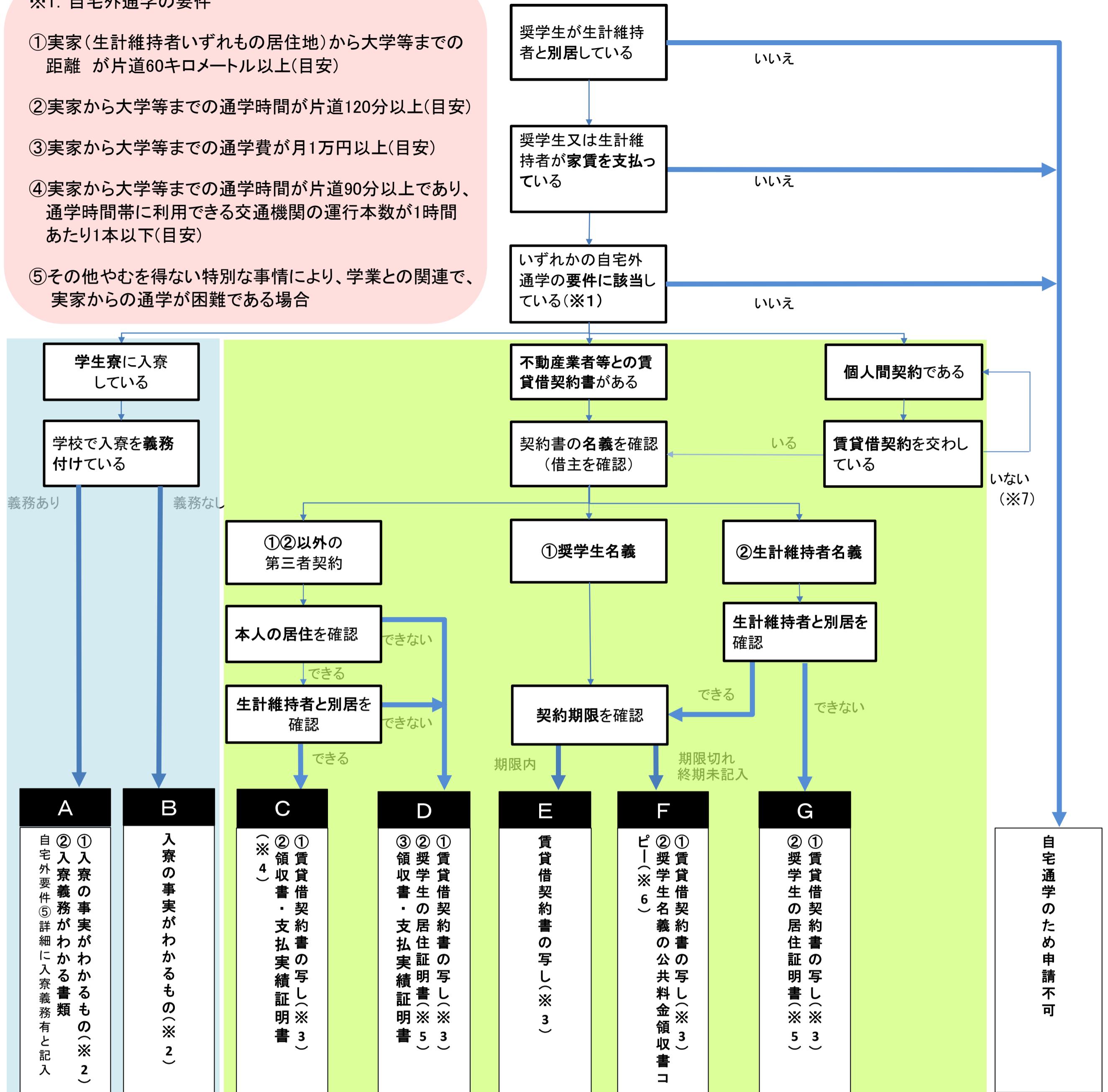
ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機関が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲においてあなたの情報が提供されます。

自宅外通学要件確認チャート

通学形態変更届兼自宅外証明書送付状(裏面)

※1. 自宅外通学の要件

- ①実家(生計維持者いずれもの居住地)から大学等までの距離 が片道60キロメートル以上(目安)
 - ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
 - ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
 - ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下(目安)
 - ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合



※2 入寮の事実の証明	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学生氏名の記載があり、寮費の発生と入寮日(寮費発生日)がわかるもの(在寮証明書、入館証明書でも可) ・寮費の証明は学校パンフレット等の記載箇所のコピーでも可(入寮許可証等に学校担当部署による追記し押印による証明でも可) ・寮費(部屋代)が発生していない期間は自宅通学扱い(水道光熱費、食費、医療費等は寮費に含まない)
※3 賃貸借契約書	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間を含め、貸主借主、契約内容が全て記載された箇所をコピーした賃貸借契約書(個人間契約の場合は※7参照) ・労務契約で給料から家賃が差し引かれている場合は、賃貸借契約書に代えて労務契約書の提出でも可
※4 領収書支払実績証明書	<p>奨学生又は生計維持者宛に、不動産業者又は家主が発行した領収書で、自宅外通学となり家賃支払いをした初月のもの 【記載項目】宛名・家賃を領収した旨・金額・何月分の家賃の領収書なのか(自宅外通学開始月分)・家主の署名と押印・発行日</p>
※5 居住証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産業者(管理会社含む)又は家主発行のもの、奨学生が生計維持者と別に居住していることを証明するものに限る ・居住証明書の提出が困難な場合は、入居申込書や火災保険等の保険契約申込書のコピー(入居者欄に生計維持者の記載のないものに限る)に代えることが可能 <p>※住民票、免許証や在留カードを居住証明として取り扱うことはできません(改氏名等の証明としてコピーの提出は可)</p>
※6 契約期間外の証明	<p>契約書の契約期間が切れている場合は以下のいずれかの追加書類が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該物件について奨学生名義の公共料金の領収書コピー ・家賃の領収書(※4)(不動産業者・家主発行、奨学生宛) ・奨学生的居住証明書(※5)(コピー可、不動産業者又は家主発行のもの) ・更新した賃貸借契約書の写し(※3)
※7 個人間の賃貸借契約	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学生又は生計維持者と家主間の賃貸借契約書に代わる取決めがわかるものを提出 【記載項目】家賃を支払っている物件の住所・奨学生氏名・入居日・契約期間・月額家賃・家主の署名と押印・本人の署名・契約日 ・提出できない場合は自宅外通学であることを証明することができないため自宅通学とする ■機関で書式を準備しておりますのでご利用ください。「賃貸借契約証明書(個人間)兼居住証明書」および「支払実績証明書」

◆◆チェックシート◆◆

学校提出日

月 日

提出前に記入漏れ等がないよう確認してください。

届出用紙や添付書類に不備がある場合は、自宅外月額への変更処理が遅れます。

(通学形態変更届兼自宅外証明書送付状)

	チェック項目	□ チェック
1	奨学生番号や氏名、学校名は記入されていますか？ 今年度(令和3年度)予約採用者で奨学生番号付番前は採用候補者決定通知登録番号と進学届提出日を記入してください。	<input type="checkbox"/>
2	氏名欄は自署していますか？(印字は不可です)	<input type="checkbox"/>
3	自宅外への入居日は記入していますか？ 記入している入居日を基準に自宅外通学に係る審査をします。	<input type="checkbox"/>
4	賃貸借契約書(入寮証明)等に契約期間の記入がある場合は、契約期間を記入してください。	<input type="checkbox"/>
5	フリーレント(家賃特約)がある場合は、いつから家賃が発生しているか家賃発生月日を記入してください。 (注)家賃発生月からの自宅外月額となります。	<input type="checkbox"/>
6	生計維持者①②に記入漏れはありませんか。2人いる場合は①②とも記入が必要です。	<input type="checkbox"/>
7	主に通学しているキャンパスの住所は記入していますか？	<input type="checkbox"/>
8	自宅外要件を満たしているかどうか確認していますか？ 当てはまるものに☑を記入してください。 ⑤を選択した場合は、学業継続に支障が生じる理由を記入してください。	<input type="checkbox"/>

(賃貸借契約書・更新契約書)

	チェック項目	□ チェック
1	契約者・名義人は記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
2	契約者が奨学生本人ではない場合、入居者欄に奨学生本人が記載されていますか？ 生計維持者と同居している場合、自宅外要件を満たしません。 <u>奨学生本人のみ</u> が居住していることがわかる居住証明書を貸主に作成してもらってください。	<input type="checkbox"/>
3	月額家賃が記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
4	契約期間が切れている場合は、更新後の公共料金の領収書(奨学生本人名義)が添付されていますか？	<input type="checkbox"/>
5	契約期間(更新期間含む)に入居日が含まれていますか？	<input type="checkbox"/>
6	生計維持者と同居していないことが確認できますか？	<input type="checkbox"/>
7	※契約者が奨学生本人・生計維持者ではない場合 奨学生本人・生計維持者が家賃を負担していることがわかる領収書等の添付がありますか？	<input type="checkbox"/>

(入寮証明書)

	チェック項目	□ チェック
1	奨学生本人が入寮している記載がありますか？	<input type="checkbox"/>
2	入寮開始日が記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
3	入寮開始月から毎月寮費がいくら発生しているか確認できますか？	<input type="checkbox"/>
4	入寮証明書に寮費の記載がない場合は、寮費がかかることがわかる規定やパンフレット等の添付が必要です。	<input type="checkbox"/>
4	入寮が義務付けされている場合は、その証明書を添付していますか？	<input type="checkbox"/>
	自宅外要件⑤に入寮義務があることを記入してください。	<input type="checkbox"/>

家計急變現況屆

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

提出回 1回目 2回目 3回目 4回目 5回目

下記のとおり現況を届け出ますので、引き続き新給付奨学金支給の継続をお願いします。

学 校 名		届出年月日	20 年 月 日							
		学籍番号・学年					年			
学部・学科(課程・研究科)		奨学生番号(給付)	5		-	0	-			
フ リ ガ ナ										
氏名(自署)		現況届出期間 (給与明細書等に記載の 支給月、帳簿等の月度)	20 年 月 ~ 20 年 月							

1. 現況確認

申込時等に届け出た家計急変が生じた者について、現在の状況を記入してください(死亡事由以外)

家 計 急 変 が 生 じ た 者	フリガナ	本人との続柄 □父 □母 □その他()		
	氏名			
	急変事由	□就労困難(事故又は病気)	□失職	□被災
現在の(就労等)状況について、前回の現況届提出時から(1回目の見直し時は申請時から)変更がありますか ※「変更があります」を選択した場合は、下の3つの□のうち、いずれかにチェックを入れ、現在の状況についてご記入ください。			□変更があります	
			□変更ありません	
			<input type="checkbox"/> 仕事を始めました (20 年 月 日)	
			<input type="checkbox"/> 復職(職場復帰)しました (20 年 月)	
今回の届出期間について、収入(所得)がありますか(ありましたか)			<input type="checkbox"/> あります(ありました)	
			<input type="checkbox"/> ありません	

【以降は、申込時に届け出た家計急変が生じた者が2名以上の場合のみ使用】

家計 急変 が生 じた 者	フリガナ				本人との続柄	□父 □母 □その他()		
	氏名							
	急変事由	<input type="checkbox"/> 就労困難(事故又は病気) <input type="checkbox"/> 失職 <input type="checkbox"/> 被災			急変者の属性	<input type="checkbox"/> 生計維持者1 <input type="checkbox"/> 生計維持者2 <input type="checkbox"/> 独立生計		
現在の(就労等)状況について、前回の現況届提出時から(1回目の見直し時は申請時から)変更がありますか ※「変更があります」を選択した場合は、下の3つの□のうち、いかにチェックを入れ、現在の状況についてご記入ください。				<input type="checkbox"/> 変更があります <input type="checkbox"/> 変更ありません				
				<input type="checkbox"/> 仕事を始めました(20 年 月 日)		<input type="checkbox"/> 復職(職場復帰)しました(20 年 月) <input type="checkbox"/> その他()		
今回の届出期間について、収入(所得)がありますか(ありましたか)				<input type="checkbox"/> あります(ありました)			<input type="checkbox"/> ありません	

2. 生活保護受給状況の確認

機関に登録済みの生計維持者について、生活保護受給状況を記入してください。(生計維持者情報を変更・追加する場合は3.に記入)秋以降に届け出る場合は、2020年を2021年に読み替えてください。

維生 ①持 計 者	フリガナ		2020年1月1日時点 の生活保護受給状 況	<input type="checkbox"/> 受給していた	<input type="checkbox"/> 受給していなかった
	氏名				
維生 ②持 計 者	フリガナ		2020年1月1日時点 の生活保護受給状 況	<input type="checkbox"/> 受給していた	<input type="checkbox"/> 受給していなかった
	氏名				

提出年月日 20 年 月 日

学 校 名

關係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号（担当者名）	学校番号	区分
— ()

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学生に関する情報は、機構の奨学生金支給業務、奨学生金貸与業務(返済業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学生金の返還状況に関する情報を含む)は、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人並みに特設会の重複受給の止めたものに限る場合は、適正な範囲内においてわざわざの情報が提供されます。

提出先	郵送の可否	スカラAC入力	
家計急変係	原本郵送必要	入力不可	(21.4)

3. 生計維持者情報の変更等

生計維持者に変更がある場合は、以下に□を記入のうえ、A又はBに記入してください。

- 離婚等により生計維持者情報の削除があります → A.に記入
- 結(再)婚等により生計維持者情報の追加 または 氏名の変更・生年月日の訂正があります → B.に記入

A. 離婚・死亡等により生計維持者情報の削除が必要な場合、削除が必要な方を記入してください。

削除が必要な 生計維持者	フリガナ	姓	名	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()		
	氏名				生年月日 年 月 日		
	フリガナ	姓	名	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()		
	氏名				生年月日 年 月 日		

B. 結(再)婚等により生計維持者情報の追加 または 氏名の変更・生年月日の訂正がある場合、記入してください。

生計維持者 (追加・修正 1人目)	フリガナ	姓	名	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()			
	氏名				生年月日 年 月 日			
	現住所	〒 一 都道府県 市区町村						
		自宅電話番号(自宅電話番号がなければ空欄で可)			携帯電話番号			
資産情報(1万円未満切り捨て)			万円					
2020年1月1日時点の状況(該当に□を記入)								
生活保護受給状況			<input type="checkbox"/> 受給していた		<input type="checkbox"/> 受給していなかった			
生活保護のうち生活扶助の受給状況			<input type="checkbox"/> 受給していた		<input type="checkbox"/> 受給していなかった			
日本国内の住民票登録状況			<input type="checkbox"/> 登録があった		<input type="checkbox"/> 登録がなかった(海外に居住)			
生計維持者 (追加・修正 2人目)	フリガナ	姓	名	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()			
	氏名				生年月日 年 月 日			
	現住所	〒 一 都道府県 市区町村						
		自宅電話番号(自宅電話番号がなければ空欄で可)			携帯電話番号			
資産情報(1万円未満切り捨て)			万円					
2020年1月1日時点の状況(該当に□を記入)								
生活保護受給状況			<input type="checkbox"/> 受給していた		<input type="checkbox"/> 受給していなかった			
生活保護のうち生活扶助の受給状況			<input type="checkbox"/> 受給していた		<input type="checkbox"/> 受給していなかった			
日本国内の住民票登録状況			<input type="checkbox"/> 登録があった		<input type="checkbox"/> 登録がなかった(海外に居住)			

4. 提出書類

(1) 家計急変の事由が生じた生計維持者の所得を証明する書類(雇用主が発行した給与明細書または帳簿)を添付してください。

※「死亡事由」又は「失職事由で現在も引き続き無収入」の場合のみ不要

＜注＞

- ・収入がない場合(給与支給0円、所得額0円以下の帳簿)においても、給与明細書または帳簿等の提出が必要
- ・複数箇所から給与を得ている場合、その全ての事業所からの給与証明書(自営業の帳簿等)が必要
- ・年金所得や不動産所得等、全ての所得に係る所得証明書類の提出が必要
- ・勤務先を退職した場合は、退職の事実関係が確認できる証明書(退職証明書等)の提出が必要
- ・廃業した場合は、廃業の事実関係が確認できる証明書(廃業証明書等)の提出が必要
- ・「就労困難事由」で被雇用者が引き続き無給休職中の場合は、勤務先が直近の日付で作成した休職証明書の提出が必要
- ・「就労困難事由」で自営業者が引き続き休業中の場合は、直近の日付で作成した「事故又は病気により離職し半年以上就労が困難な場合の事由による申告書」の提出が必要

(2) 2.で「2020年1月1日時点で生活保護を受給していた」と回答した生計維持者がマイナンバー未提出の場合、生活保護受給証明書のコピー(2020年1月1日時点で生活保護を受給していたことが確認できるもの)を添付してください。(提出済みの場合は不要)

(3) 3. A欄において“生計維持者の削除”を届け出た場合は、離職・死亡等の事実関係が確認できる証明書を添付してください。

(4) 3. B欄において“生計維持者の追加”を届け出た場合は、該当の方について以下の証明書類を添付してください。

① 直近の課税証明書(以下のア～キの記載があるもの)

ア. 課税標準額、イ. 調整控除額、ウ. 税額調整額、エ. 扶養親族の数、オ. 合計所得金額、カ. 総所得金額等 キ. 控除等に係る本人該当区分

② 生活保護受給証明書のコピー【該当者のみ】

2020年1月1日時点で生活保護を受給していたことが確認できるもの

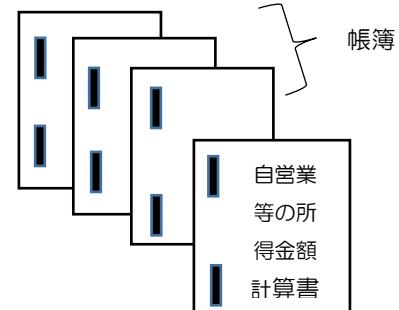
自営業等の所得金額計算書

この様式は、営業等所得の生計維持者に家計急変事由が生じ、給付奨学金（家計急変）への申込み、または給付奨学金（家計急変）に採用された後3か月ごとの支援区分見直しにおいて、帳簿を提出する際に使用します。

対象者は、以下に必要事項を記入のうえ、この様式を表紙とし、後ろに帳簿（コピー）をホチキスで左側を2点留めして提出してください。

申込者本人氏名

（申込時） 申込受付番号
（支援区分見直し時） 奨学生番号



屋号（ある場合）

対象の生計維持者

本人との続柄（対象に○）

父・母・その他（ ）

記入上の留意点

【共通】

※審査は所得金額（売上一経費）で行いますので、所得欄は必ず記入してください。また、提出された帳簿の所得が分かれるよう帳簿には印をつけてください。なお、提出された帳簿が売上表のみで経費が提出されていない場合は、下表に経費や所得の記載があつても、売上金額を所得金額とみなしますのでご注意ください。

※帳簿を提出する場合は、生計維持者別に作成が必要です。

※専従者給与、役員報酬は給与所得になりますので、帳簿の提出は不要です（家計急変に該当する生計維持者の給与明細を提出してください）。

【支援区分見直し時】

※申込時に提出した年月分の帳簿及び給与明細は、再提出不要です。

※欄が不足している場合は、下部の余白に同様に記入してください。

（西暦） 年 月分	売 上 円	経 費 円	所 得 (売上一経費) 円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円

【別紙1】

年 月 日

授業料等減免事業 還付振込口座届出用紙

基本情報

所属学部・学科・学年			
学籍番号			
氏名	カナ（姓）		カナ（名）
	漢字（姓）		漢字（名）
生年月日	昭・平 年 月 日	電話番号	

口座名義（カナ氏名） ※通帳記載の口座名義人を記入	
------------------------------	--

（金融機関の情報）

金融機関名・支店名		銀行		支店
		信用金庫		営業所
		農協		
金融機関コード		店舗コード		
預金種別 ※いずれかに○	普通預金 · 当座預金			
口座番号				

上記内容に相違ないことを確認し、記載口座への還付に同意します。

学生氏名 印

保証人氏名 印

【別紙2】

武蔵野美術大学 授業料等減免事業
通帳コピー添付用紙

「武蔵野美術大学 授業料等減免事業還付金」の振込先として、通帳コピーを添付し提出します。

通帳のコピー（口座番号、名義人が見えるように）を点線枠内に糊付けしてください。入学金・授業料の還付は原則として保証人の口座を使用します。保証人以外の口座を使用する場合は、以下の理由欄に記入してください。

■該当者のみ記入

以下の理由により、保証人以外の口座への振込を希望します。

名義人の氏名	※名義人の直筆 印		保証人 との関係		
学籍番号		学生氏名	印		
学科・コース			学年		年

年 月 日

授業料等減免事業 還付振込口座届出用紙
(口座変更届出用)

基本情報

所属学部・学科・学年			
学籍番号			
氏名	カナ(姓)		カナ(名)
	漢字(姓)		漢字(名)
生年月日	昭・平 年 月 日	電話番号	

口座名義(カナ氏名) ※通帳記載の口座名義人を記入	
------------------------------	--

(金融機関の情報)

金融機関名・支店名		銀行		支店
		信用金庫		営業所
		農協		
金融機関コード		店舗コード		
預金種別 ※いずれかに○	普通預金 · 当座預金			
口座番号				

上記内容に相違ないことを確認し、記載口座への還付に同意します。

学生氏名 印

保証人氏名 印

武蔵野美術大学 授業料等減免事業
通帳コピー添付用紙

(口座変更届出用)

「武蔵野美術大学 授業料等減免事業還付金」の振込先として、通帳コピーを添付し提出します。

通帳のコピー（口座番号、名義人が見えるように）を点線枠内に糊付けしてください。入学金・授業料の還付は原則として保証人の口座を使用します。保証人以外の口座を使用する場合は、以下の理由欄に記入してください。

■該当者のみ記入

以下の理由により、保証人以外の口座への振込を希望します。

名義人の氏名	※名義人の直筆 印		保証人 との関係		
学籍番号		学生氏名	印		
学科・コース			学年		年